

介護老人保健施設 済生会 湘南苑

令和7年1月1日現在

介護予防短期入所療養介護料金表 (介護予防短期入所療養介護費Ⅰ(Ⅳ)(多床室)【在宅強化型】) 平塚市:地域単価10.45円)

介護保険サービスの自己負担額					
①基本施設サービス費	単位数/日	自己負担額 (円/日)			
		1割負担	2割負担	3割負担	
要支援1	672 単位	703	1,405	2,107	
要支援2	834 単位	872	1,743	2,615	
各種加算	単位数	自己負担額 (円/)			算定要件
		1割負担	2割負担	3割負担	
② 夜勤職員配置加算	24 単位 /日	25	50	75	夜間の職員を手厚く配置している場合
③ 個別リハビリテーション実施加算	240 単位 /日	251	502	753	個別リハビリテーション計画を作成し20分以上実施した場合
⑤ 在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 単位 /日	54	107	160	厚労省が定める「在宅復帰・在宅療養支援機能等指標」で要件を満たした場合
⑥ 送迎加算	184 単位 /回	193	385	577	送迎を行う場合(片道)
⑧ 総合医学管理加算	275 単位 /日	288	575	862	治療管理を目的とし、緊急的に短期入所療養介護を利用した場合(月7日限度)
⑦ 療養食加算	8 単位 /食	9	17	25	療養食(減塩食や糖尿病食など)を提供した場合
⑨ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位 /日	105	209	314	安全並びに介護サービスの質、職員の負担軽減等の改善活動を継続的に行っている事
⑩ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位 /日	11	21	32	安全並びに介護サービスの質、職員の負担軽減等の改善活動を継続的に行っている事
⑨ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位 /日	23	46	69	介護福祉士の配置が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
⑩ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位 /日	19	38	57	介護福祉士の配置が60%以上
⑪ R6.6~ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×7.5%×地域単価に対する自己負担分				介護職員等の処遇改善のために加算されます

介護保険外サービスの自己負担額（1日当たりの金額）						
負担限度額	⑱食費	⑳居住費		㉑日用品セット(税込)		その他実費相当
		令和6年7月まで	令和6年8月より			
第1段階	300円	0円	0円	Aセット 336円	Bセット 300円	【教養娯楽費】 クラブ活動等で個別に使用する材料費
第2段階	600円	370円	430円			【行事活動費】 イベント(外出・外食等)の実施時費用
第3段階 ①	1,000円					【理美容代】 訪問理美容カットその他費用
第3段階 ②	1,300円					【電気代】 家電品持ち込みの場合の費用
第4段階	1,920円	377円	437円			【洗濯代】 業者へ委託した場合の費用
その他自己負担 (健康管理費)	・医療機関を受診した場合の保険適用項目の自己負担分 ・インフルエンザ等予防接種費用 ・診断書等作成時の文書作成料、検査費用等					

一日当たりのご利用料金(目安)						
区 分	自己負担額(円/日)					
(第4段階)	令和6年7月31日まで			令和6年8月1日より		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,228 円	3,978 円	4,728 円	3,288 円	4,038 円	4,788 円
要支援2	3,397 円	4,316 円	5,236 円	3,457 円	4,376 円	5,296 円
{ ① + (②⑭) + ⑱ + ⑳ + ㉑B } × 利用日数 ※ この他に各種加算及び①が加算されます。 ※ 居住費とは光熱水費のことをさし、多床室の居室料相当額については介護保険から給付されています。						

※ 負担限度額認定証をお持ちの方

区 分	自己負担額(円/日)	
	令和6年7月31日まで	令和6年8月1日より
(第3段階②)	1割負担	1割負担
要支援1	2,721 円	2,721 円
要支援2	2,890 円	2,890 円
(第3段階①)	1割負担	1割負担
要支援1	2,421 円	2,421 円
要支援2	2,590 円	2,590 円
(第2段階)	1割負担	1割負担
要支援1	2,021 円	2,021 円
要支援2	2,190 円	2,190 円
(第1段階)	1割負担	1割負担
要支援1	1,351 円	1,351 円
要支援2	1,520 円	1,520 円
{ ① + (②⑭) + ⑱ + ⑳ + ㉑B } × 利用日数 ※ この他に各種加算及び①が加算されます。 ※ 居住費とは光熱水費のことをさし、多床室の居室料相当額については介護保険から給付されています。		